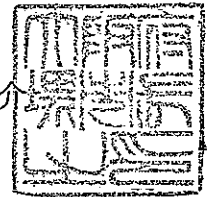


堺環共第 386号
平成18年6月5日

大阪府知事
齊藤房江様

堺市長
木原敬介



コスモ石油(株)堺製油所高度化事業(仮称)に係る環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

大阪府環境影響評価条例第7条の規定に基づき、平成18年3月24日付け、環保第
2741号で照会のあった標記のことについて、本市の意見を下記のとおり回答します。

記

コスモ石油(株)堺製油所高度化事業(仮称)に係る環境影響評価の実施にあつ
ては、本事業による環境負荷の増大に鑑み、環境保全の見地から、新施設への最新
技術の導入とともに、既施設における環境保全対策の必要性をも踏まえて、当該事
業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するほか、環境影響
評価準備書の作成にあたっては、下記の事項について事業者の対応が必要である。

1 全般的事項

- 工事中及び施設供用後における船舶及び車両について、ルート別、種類別、重
量別、時間帯別に隻数及び台数を整理し、大気汚染物質排出量等から、大気質等
の調査・予測地点を適切に設定し、その結果を準備書に記載すること。また、工
事中及び施設供用後、最大となる時期を設定した根拠についても準備書に記載す
ること。
- 原油タンクの撤去時に発生する油分5%未満のオイルサンドを当該事業所内で
の敷き均しに利用する場合には、海域への油分の流出も考えられることから、環
境影響要因に含めること。

2 大気質

- 建物ダウンウォッシュ等の特殊気象条件下において高濃度汚染を回避するため、煙突の高さ等を検討し、その検討経緯を準備書に記載すること。
- 船舶からの影響を軽減するため、燃料の軽質化等環境保全対策を検討し、その経緯を準備書に記載すること。
- 本事業により新設される施設から排出される窒素酸化物の量は、既設の施設からの排出量の約1.4倍、年間約243トンの増加となり、環境負荷が大きく増えることから、環境保全対策については、最新の技術を採用し可能な限り窒素酸化物の排出を抑制すること。さらに、既設の施設の対策についても十分に検討し、その経緯を準備書に記載すること。
- 建設工事において、塗装工事に使用する塗料については、水性塗料の採用等VOC削減対策を検討し、その経緯を準備書に記載すること。
- 高層気象については、上空風速の推定に用いる「べき法則」のパラメータや逆転層の発生状況を的確に把握できるよう、調査の時期を適切に設定するとともに、必要に応じて測定期間の延長や接地逆転層崩壊時における測定間隔の短縮を行うこと。また、調査日の気象条件について、気圧配置や地上観測データに基づき代表性を確認すること。
- 上層逆転やダウンウォッシュ等の特殊な条件における予測に当たっては、十分に実績のある予測モデルを使用し、可能な範囲で気象条件等のパラメータを安全側に設定するなど、予測の不確実性に十分配慮すること。
- 事業関連等車両の走行に伴う排出ガスの影響を予測するに当たり、予測地点付近の道路に縦断勾配がある場合、縦断勾配を考慮した予測を行い、その結果を準備書に記載すること。
- 事業関連車両の走行に伴う排出ガスの予測地点において、施設の稼働、輸送船舶の航行及び事業関連車両の走行に伴う排出ガスによる複合影響について予測を行い、その結果を準備書に記載すること。
- 工事用車両の走行に伴う排出ガスの予測地点において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスによる複合影響について検討し、影響が考えられ

る場合は予測を行うこと。

3 水質

- 建設工事排水及び雨水による濁り排水の発生については、浮遊物質量（SS）の排水基準を上回ることが予想されることから、仮設沈殿池の後に当初からの仮設凝集沈殿槽の設置を検討すること。
- 排水の拡散予測に必要となる流況予測については、他の事例を参考に予測条件の設定、予測手法等に留意し、現況再現性について検証すること。
- 本事業により新設される施設から排出される工場排水の量は、既設の施設からの排水量と同等量の増加となり、周辺海域に排出される汚濁負荷量が大きく増えることから、環境保全対策については、循環使用や最新技術の導入を検討すること。さらに、既設の施設の対策についても十分に検討し、その経緯を準備書に記載すること。

4 騒音・振動・低周波音

- 既存施設の稼動に伴う敷地境界の低周波音圧レベルについて調査し、影響があると考えられる場合は、本事業実施による影響について、予測及び評価すること。

5 悪臭

- 調査に当たっては、全体的に臭気の影響が把握できるように、4 地点以外の地点についても地域的、気象的条件を考慮して実施すること。

6 陸域・海域生態系

- 緑化については、現状の緑地面積が工場敷地の約 4%であることを踏まえ、工場全体として緑化計画を立てること。

7 景観

- 景観に係る環境保全対策については、煙突及び装置群等の適正な配色だけでなく、緑化による良好な景観形成にも配慮すること。

8 廃棄物・発生土

- 建設工事に伴い発生する廃棄物及び発生土については、再資源化等の有効活用を十分に検討し、その結果を準備書に記載すること。

- 本事業の実施に伴い発生するアスベスト含有製品については、具体的対策及び処理方法を準備書に記載すること。

9 地球環境

- 堺製油所において、最新の技術を採用した機器及びシステムを導入し、燃料使用量の削減等の省エネルギーを推進すること。また、企業全体として、事業活動における二酸化炭素削減、新エネルギーへの取組み、海外緑化プロジェクトをはじめとする国際貢献などの地球温暖化防止対策を推進すること。

※添付資料

コスモ石油（株）堺製油所高度化事業（仮称）に係る環境影響評価方法書についての検討結果[堺市環境影響評価専門委員]